

通所リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団悠仁会が開設する介護老人保健施設ほほえみの郷横浜（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持・回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則

り、当施設が得た利用者の個人情報については、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 8 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 4 条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設ほほえみの郷横浜 通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成 21 年 7 月 1 日
- (3) 所在地 神奈川県横浜市旭区下川井町 220-1
- (4) 電話番号 045-955-5577 FAX 番号 045-951-2991
- (5) 管理者名 施設長 坂井 隆志
- (6) 介護保険指定事業者番号 1453280120 号

(従業者の職種、員数)

第 5 条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職 種	実配置員数	勤務形態
(1) 管理者	1 人	常勤兼務 1 人
(2) 医師	2 人	常勤兼務 1 人 非常勤兼務 1 人
(3) 看護職員	1 人	常勤専従 1 人以上
(4) 介護職員	5 人	常勤専従 5 人以上
(5) 支援相談員	1 人	常勤専従 1 人以上
(5) 理学療法士	1 人	常勤兼務 1 人以上
(6) 作業療法士	1 人	常勤兼務 1 人以上
(7) 言語聴覚士	1 人	常勤兼務 1 人以上
(8) 管理栄養士	1 人	常勤兼務 1 人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 事務職員は介護費給付等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

(営業日及びサービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を含む、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
尚、土曜日、日曜日、12月29日から1月3日まで、休業日とする。
- (2) 営業時間の午前9時00分から午後6時00分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は午前10時10分から午後4時15分とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は50名とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 5 通所リハビリテーション計画に基づき、科学的介護推進体制を実施する。
- 6 通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションマネジメントサービスを実施する。また事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合は別途加算を算定する。
- 7 通所リハビリテーション計画に基づき、短期集中リハビリテーションサービスを実施する。
- 8 通所リハビリテーション計画に基づき、生活行為向上リハビリサービスを実施する。
- 10 通所リハビリテーション計画に基づき、移行支援サービスを実施する。
- 11 通所リハビリテーション計画に基づき、認知症短期集中リハビリテーションサービスを実施する。
- 12 通所リハビリテーション計画に基づき、若年性認知症利用者受入サービスを実施する。
- 13 通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーション提供体制のサービスを実施する。
- 14 通所リハビリテーション計画に基づき、栄養アセスメントを実施する。
- 15 通所リハビリテーション計画に基づき、栄養改善サービスを実施する。
- 16 通所リハビリテーション計画に基づき、口腔・栄養スクリーニングサービスを実施する。
- 17 通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。
- 18 通所リハビリテーション計画に基づき、中重度者ケア体制のサービスを実施する。
- 19 通所リハビリテーション計画に基づき、重度療養管理サービスを実施する。
- 20 厚生労働大臣が定める基準割合に基づいて介護福祉士の資格を所有する人員配置を実施した時にサービス提供加算を算定する。
- 21 厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善等を実施している実績をもとに、介護職員処遇改善加算を算定する。
- 22 厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善等を実施している実績をもとに、介護職員等特定処遇改善加算を算定する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
※ 行事食、おやつ、療養食等については通常の食材料費を超えた費用を実費徴収する。
- (3) サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

横浜市旭区、横浜市保土ヶ谷区の一部、横浜市緑区の一部、横浜市瀬谷区の一部

- ・ 保土ヶ谷区：新桜ヶ丘、今井町
- ・ 緑区：白山、上山
- ・ 瀬谷区：竹林町、北町、五貫目、上瀬谷町、瀬谷町を除く

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するため通所リハビリテーション課長を責任者とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り当事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (3) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…………… 年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 …………… 年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 …………… 随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 当事業所は、(5) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 16 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 16 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

接遇研修 …………… 年 1 回

(職員の勤務条件)

第 18 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 悠仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 当事業所職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 当事業所職員に対して、当事業職員である期間および当事業職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団悠仁会 理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。